

令和2年3月

「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」 感染患者検体の取り扱いについて

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
さて、2019年12月に中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は急激な勢いで感染者数が増加し、国内にも感染者が確認されています。
新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）感染患者検体の臨床検査としての受託体制と、その運用ルールをご案内いたしますので、別掲手順を順守の上、検体をご提出いただきますようお願い致します。

敬白

***** 記 *****

■新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）感染患者検体の取り扱い

●新型コロナウイルス患者検体（PCR陽性検体）につきまして、一般臨床検査をご依頼される場合、血液、血清材料を用いた検査項目に限り、以下の条件により検査を受託致します。

- ①ご依頼方法 : 依頼書に「コロナ陽性検体」とご記入ください。
- ②検体の梱包 : カテゴリーBの3重梱包にてご提出ください。
※梱包方法は裏面を参照
- ③輸送の方法 : 弊社集荷便または日本郵政/ゆうパックにて本社ラボまで搬入します。
※ゆうパック: 陸送のみ対応、日・祭日とその前日は受託不可
- ④残検体の扱い: オートクレーブにて滅菌後に廃棄しますので、検体返却は行えません。

注) 一部の検査項目は受託できない項目もございます。

詳細は弊社担当者までお問い合わせください。

検体の取り扱いに時間を要するため、ご案内している所要日数内でのご報告が出来ませんので予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染疑い症例患者検体の取り扱いにつきましては、通常検体の取り扱いにて検査を受託いたします。なお、新型コロナウイルスの感染を強く疑う患者検体（保健所へ相談する必要がある患者検体）につきましては、上記運用の通りカテゴリーBにて、取り扱いさせていただきます。

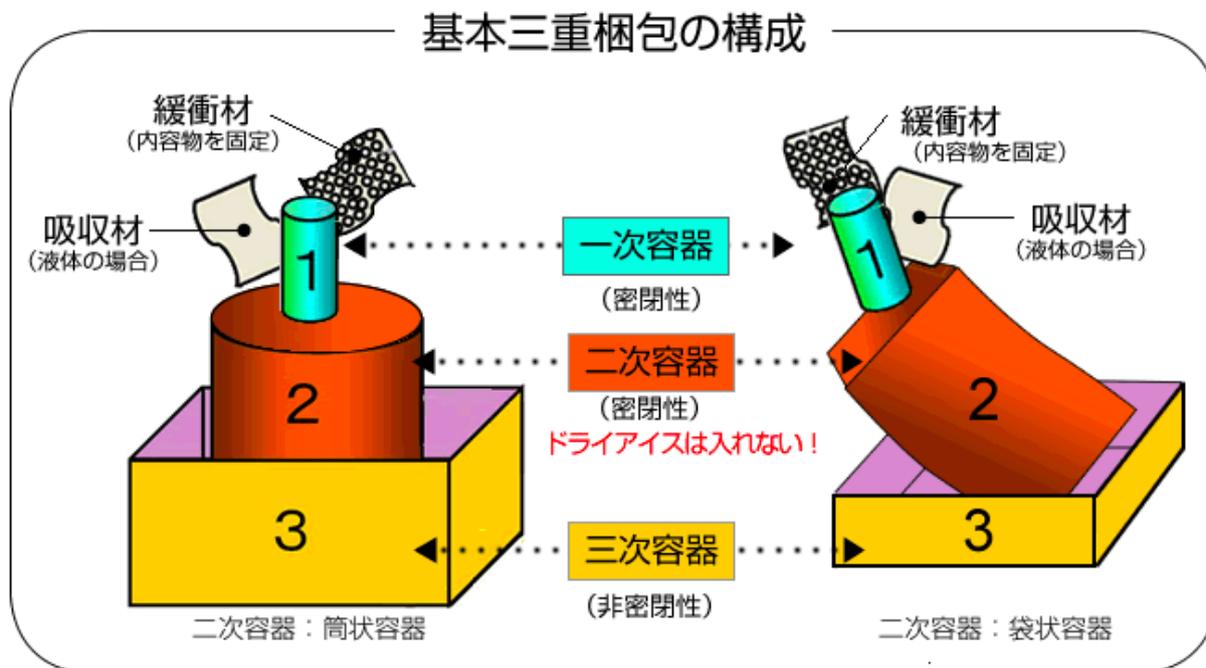
●注意点

本運用は、3月5日時点での運用を案内するものであり、今後、厚生労働省からの発表内容により変更の可能性がございますので予めご了承ください。

20-0336

■検体ご提出方法

ご提出される検体は下図に従いカテゴリーBにて、三重梱包でのご提出をお願いします。



※国立感染症研究所 バイオセーフティー管理室資料より

●お願い

三重梱包用の資材は、各医療機関にてご用意ください。

- 一次容器は、病原体等を入れる強固な防漏性容器を用いてください。
(通常取り扱いの臨床検査用容器)
- 二次容器は、一次容器を入れる防漏性かつ非常に気密性の高い規格容器をご使用ください。したがって、ドライアイスは絶対に入れないでください。
- 三次容器は、二次容器を入れて輸送時の衝撃から保護する壊れにくい規格容器をご使用ください。

検体採取や検体保存、検体搬送、検査の実施等につきましては、厚生労働省が示す適正な感染予防策を講じ、以下に示す「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013—2014 版」、「日本臨床微生物学会のマニュアル」等を参考にしてください。

- 感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013—2014 版
https://www.niid.go.jp/niid/images/biosafe/who/WHOguidance_transport13-14.pdf
- 日本臨床微生物学会のマニュアル
<http://www.jscm.org/m-info/coronavirus200210.pdf>

以上